



自転車運転者講習制度



「自転車運転者講習制度」とは？



危険な運転を繰り返し行った自転車の運転者に対し、都道府県公安委員会がその運転者に講習の受講を命じる制度です。

1 講習の対象者は？

→ 特定の危険行為を過去**3年以内**に**2回以上**繰り返し行った自転車運転者が対象となります。**(14歳以上が対象)**

2 講習しなかったらどうなるの？

→ 受講命令を受けてから、指定された期間内**(3か月以内)**に講習をしなかった場合、**5万円以下**の罰金が科される可能性があります。

3 講習時間と手数料は？

→ 講習時間は**3時間**、手数料は**6,150円**です。



4 どんな危険行為が対象なの？

→ 対象となる危険行為は**16類型**あります。



① 酒気帯び運転等



② 携帯電話使用等
(ながらスマホ)



③ 指定場所一時不停止等



④ 信号無視



⑤ 遮断踏切立入り

⑥ 通行禁止違反

⑧ 通行区分違反

⑩ 優先道路通行車妨害等

⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

⑬ 歩道通行時の通行方法違反

⑮ 安全運転義務違反

⑦ 歩行者用道路徐行違反

⑨ 路側帯進行方法違反

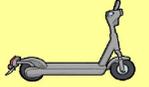
⑪ 環状交差点通行車妨害等

⑭ 交差点優先車妨害

⑯ 妨害運転



特定小型原動機付自転車 運転者講習制度



「特定小型原動機付自転車運転者講習制度」とは？

危険な運転を繰り返し行った特定小型原動機付自転車の運転者に対し、都道府県公安委員会がその運転者に講習の受講を命じる制度です。

1 受講の対象者は？

→ 特定の危険行為を過去**3年以内**に**2回以上**繰り返し行った特定小型原動機付自転車運転者が対象となります。**(16歳以上が対象)**

2 受講しなかったらどうなるの？

→ 受講命令を受けてから、指定された期間内**(3か月以内)**に受講をしなかった場合、**5万円以下**の罰金が科される可能性があります。

3 受講時間と手数料は？

→ 受講時間は**3時間**、手数料は**6,300円**です。



4 どんな危険行為が対象なの？

→ 対象となる危険行為は**17類型**あります。



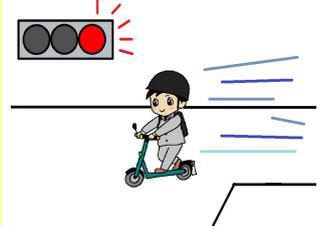
① 酒気帯び運転等



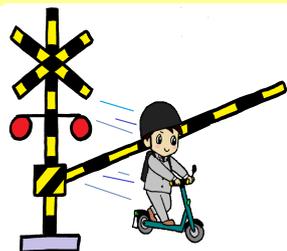
② 携帯電話使用等
(ながらスマホ)



③ 指定場所一時不停止等



④ 信号無視



⑤ 遮断機踏切立入り

⑥ 通行禁止違反

⑦ 歩行者用道路徐行違反

⑧ 妨害運転

⑨ 通行区分違反

⑩ 優先道路通行車妨害等

⑪ 共同危険行為等

⑫ 交差点優先車妨害

⑬ 環状交差点通行車妨害等

⑭ 整備不良車両の運転

⑮ 安全運転義務違反

⑯ 路側帯進行方法違反(特例特定小型原付自転車に限る)

⑰ 歩道徐行義務違反(特例特定小型原付自転車に限る)

